

宅建朝から1問 宅建業法 業務に関する禁止事項 宅建 H28-34-2<<#925>>

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者Aが、分譲マンションの購入を勧誘するに際し、うわさをもとに「3年後には間違いなく徒歩5分の距離に新しく私鉄の駅ができる」と告げた場合、そのような計画はなかったとしても、故意にだましたわけではないので法には違反しない。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 業務に関する禁止事項【宅建★入門】

宅建業に係る契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

イ 当該契約の目的物である宅地又は建物の**将来の環境又は交通その他の利便**について誤解させるべき断定的判断を提供すること。

- ⇒ 過失によって行った場合でも、業法違反
- ⇒ 罰則無し

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻 30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>